

徳島県告示第八百七十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百二十七号）第十五条の十七
 第一項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

平成二十七年十二月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指 定 区 域	埋 立 地 の 区 分
徳島市川内町鈴江西八番及び九番	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。）第十三条の二第三号イ及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。）第十二条の三十一第二号
鳴門市大麻町松ケ谷二番九の一部	政令第十三条の二第一号
阿波市市場町切幡字西原三四番二及び三四番三	政令第十三条の二第一号
三好市山城町寺野字大休場九五六番及び九五七番一	政令第十三条の二第一号
板野郡板野町西中富字源氏一一八番、一二〇番、一三〇番二、一三五番一、一三六番、一三七番、一三八番、一三九番、一四〇番、一四一番、一四二番、一四三番、一四四番、一四五番及び一四六番	政令第十三条の二第三号イ及び省令第十二条の三十一第二号